

証券コード 3986

2023年9月13日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田二丁目19番3号  
株式会社ビーブレイクシステムズ  
代表取締役社長 白 岩 次 郎

## 第 2 1 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.bbbreak.co.jp/ir/index.html>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IR資料はこちら」よりご確認ください。）

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ビーブレイクシステムズ」又は「コード」に当社証券コード「3986」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年9月27日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年9月28日（木曜日）午前10時（開場9時30分）
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目23番17号 品川センタービルディング  
A P品川アネックス 1階 A・Bルーム
3. 目的事項  
報告事項 第21期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告  
及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額  
決定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）  
議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成  
の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにはアクセ  
スのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただ  
いた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会において  
は書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を  
お送りいたします。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサ  
イトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

(2022年7月1日から)  
(2023年6月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する各種行動制限の緩和により経済活動に持ち直しの動きが見られましたが、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や、それに起因する資源価格の高騰、世界的な金融引き締めによる円安進行と国内の物価上昇など、先行きが極めて不透明な状況で推移しました。

当社が属する市場及び顧客においては、企業のシステム投資ニーズは安定しており、エンジニアの需要も高水準を維持しているものの、今後の状況は予断を許さないものと認識しております。

このような環境のもとで、当社は、主力製品であるクラウドERP「MA-EYES」について、需要動向を捉えた新機能の開発や、新規顧客獲得に向けた営業努力を重ねてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は13億79百万円（前事業年度比9.2%増）、営業利益は1億76百万円（同14.9%増）、経常利益は1億76百万円（同14.8%増）、当期純利益は1億36百万円（同16.6%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

パッケージ事業におきましては、主力製品であるクラウドERP「MA-EYES」について、前期に受注した案件の稼働に伴い保守料が増加しましたが、既存ユーザーからの追加開発に関する受注が減少したことなどから、売上高は8億円（前事業年度比1.2%増）、セグメント利益は3億84百万円（同10.7%増）となりました。

システムインテグレーション事業におきましては、一部エンジニアをパッケージ事業から本事業にシフトさせたことから、売上高は5億79百万円（前事業年度比22.5%増）、セグメント利益は1億33百万円（同23.4%増）となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分            | 第20期<br>(2022年6月期)<br>(前事業年度) |       | 第21期<br>(2023年6月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比増減 |      |
|-----------------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|----------|------|
|                 | 金額                            | 構成比   | 金額                            | 構成比   | 金額       | 増減率  |
| パッケージ事業         | 791百万円                        | 62.6% | 800百万円                        | 58.0% | 10百万円    | 1.2% |
| システムインテグレーション事業 | 473                           | 37.4  | 579                           | 42.0  | 106      | 22.5 |
| 合計              | 1,263                         | 100.0 | 1,379                         | 100.0 | 116      | 9.2  |

### ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                | 第18期<br>(2020年6月期) | 第19期<br>(2021年6月期) | 第20期<br>(2022年6月期) | 第21期<br>(当事業年度)<br>(2023年6月期) |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)          | 1,157              | 1,166              | 1,263              | 1,379                         |
| 経常利益(百万円)         | 139                | 121                | 154                | 176                           |
| 当期純利益(百万円)        | 104                | 92                 | 117                | 136                           |
| 1株当たり<br>当期純利益(円) | 67.78              | 59.54              | 75.97              | 89.01                         |
| 総資産(百万円)          | 1,591              | 1,721              | 1,882              | 2,023                         |
| 純資産(百万円)          | 1,262              | 1,335              | 1,433              | 1,527                         |
| 1株当たり<br>純資産(円)   | 821.13             | 868.66             | 932.63             | 1,003.66                      |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の事業年度の期首から適用しており、第20期以降の事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

##### ①パッケージ営業力の強化

当社の収益拡大には、パッケージ事業を強力に推進していく必要があり、営業担当者の育成による営業組織体制の強化、及びパッケージの全国拡販や一件当たりの単価の拡大を実現するためのマーケティング活動の向上に注力してまいります。

##### ②パッケージの機能及びサービスの拡充

営業力もさることながら、パッケージそのものをより良いものにしていくことで、受注機会も大きく増えるものと認識しております。これからも、需要動向を捉えた新機能の開発、及びSaaS版のサービスラインナップの拡充に注力してまいります。

##### ③システムインテグレーション事業の拡大

自社運営のフリーランス専用の案件紹介サイト「Humalance」による上質な開発リソースの確保、社員技術者のアサイン増、及び既存取引先との取引深耕により、同事業の売上利益の拡大を目指してまいります。

##### ④人材の獲得、育成

当社はさしたる資産も持っておらず、また、人件費が計上する費用の多くを占めることから、人材が最大の資産であります。これからも、当社のビジョンと理念を共有できる社員の獲得及び育成に注力してまいります。

##### ⑤内部管理体制の強化

当社事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な整備及び運用が重要であると認識しております。現在は企業規模が比較的小さく、内部管理体制も企業規模に相応の体制となっておりますが、事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、内部管理体制をより一層強化してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

| 事業区分            | 事業内容                                 |
|-----------------|--------------------------------------|
| パッケージ事業         | 主に、クラウドERPの開発及び販売を行っております。           |
| システムインテグレーション事業 | 主に、顧客が構築するシステムの受託開発やIT人材の派遣を行っております。 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年6月30日現在)

|        |         |
|--------|---------|
| 本社     | 東京都品川区  |
| 関西支社   | 大阪府大阪市  |
| 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市 |

(7) 使用人の状況 (2023年6月30日現在)

| 事業区分            | 使用人数     | 前事業年度末比増減   |
|-----------------|----------|-------------|
| パッケージ事業         | 71 (0) 名 | 増減なし (増減なし) |
| システムインテグレーション事業 | 43 (0)   | 8名増 (増減なし)  |
| 全社 (共通)         | 27 (0)   | 2名増 (増減なし)  |
| 合計              | 141 (0)  | 10名増 (増減なし) |

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2023年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,752,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,536,960株 (自己株式15,260株を含む)
- (3) 株主数 888名
- (4) 大株主

| 株主名    | 持株数   | 持株比率   |
|--------|-------|--------|
| 白岩次郎   | 608千株 | 39.96% |
| 各務正人   | 148   | 9.73   |
| 上川伸彦   | 126   | 8.31   |
| 高橋明    | 100   | 6.60   |
| 加藤忠男   | 32    | 2.11   |
| 熊田圭一郎  | 30    | 1.97   |
| 吉田周作   | 20    | 1.31   |
| 塩川靖幸   | 18    | 1.21   |
| 鹿取裕樹   | 14    | 0.93   |
| 光通信(株) | 14    | 0.89   |

- (注) 1. 当社は、自己株式15,260株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年6月30日現在)

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                    |
|-----------|-----------|---------------------------------|
| 代表取締役社長   | 白 岩 次 郎   |                                 |
| 取 締 役     | 上 川 伸 彦   | 開発部長                            |
| 取 締 役     | 高 橋 明     | 営業部長                            |
| 取 締 役     | 熊 田 圭 一 郎 | 管理部長                            |
| 取 締 役     | 成 願 隆 史   | 公認会計士成願隆史事務所所長<br>(株)ファンデリー 監査役 |
| 常 勤 監 査 役 | 諏 訪 由 枝   |                                 |
| 監 査 役     | 伊 藤 修 久   | 合同会社ブリコラ代表社員                    |
| 監 査 役     | 本 田 宗 哉   | 本田宗哉法律事務所所長                     |

- (注) 1. 取締役成願隆史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役諏訪由枝氏、伊藤修久氏及び本田宗哉氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役諏訪由枝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役成願隆史氏、常勤監査役諏訪由枝氏及び監査役本田宗哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び管理職従業員（既に退任又は退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が填補されることとなります。



ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合には填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 対象となる<br>役員の員数 | 報酬等の総額       |
|--------------------|----------------|--------------|
|                    |                | 基本報酬         |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1)      | 55百万円<br>(2) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)       | 12<br>(12)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8<br>(4)       | 67<br>(14)   |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2016年9月29日開催の第14回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は0名）です。また監査役の報酬限度額は、2022年9月29日開催の第20回定時株主総会において、年額20百万円以内（うち社外監査役15百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）です。

##### ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### イ. 基本的な方針

当社の取締役の個人別の報酬は、中長期的な企業価値の向上を図るために必要となる人材を確保し、持続的な成長への貢献意欲を高める観点から、当社取締役に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び体系となることを基本的な方針とする。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針  
当社の取締役の個人別の報酬は、役位、職責、在位年数に応じて業績、他社水準、従業員の給与水準等を考慮しつつ、総合的に勘案して決定す

る。

ハ. 取締役に対し報酬等を与える時期に関する方針

当社の取締役に対する報酬は金銭による月例の固定報酬のみとし、業績連動報酬や非金銭報酬等は設けない。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、役員規程及び取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内における取締役個人別の月例報酬の決定とする。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する方針等

取締役会は、代表取締役社長白岩次郎に対し当事業年度の各取締役の月例報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議した決定方針に則った決定方法及び内容であるため、報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役成願隆史氏は、公認会計士成願隆史事務所所長、及び株式会社ファンデリーの監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 監査役伊藤修久氏は、合同会社ブリコラの代表社員であります。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 監査役本田宗哉氏は、本田宗哉法律事務所の所長であります。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                           |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 成願隆史 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監査役 諏訪由枝 | 当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                      |
| 監査役 伊藤修久 | 当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主にIT業界における豊富な経験から適宜発言を行っております。                       |
| 監査役 本田宗哉 | 当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                        |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額     |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,800 千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,800    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき当社の業務の適正を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、その概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

イ. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。

ロ. 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

ハ. 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

ニ. 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制を定め、社内及び社外に通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」のほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

ロ. 当社は、「個人情報保護基本規程」「情報セキュリティルールブック」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

ロ. 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

ハ. 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役の職務の執行について監視・監督を行う。

ロ. 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

ハ. 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。

ロ. 当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。

ハ. 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。

ニ. 当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。

ホ. 当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。



- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
  - ロ. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
  - ハ. 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
  - ロ. 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑧ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
  - ロ. 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
  - ハ. 当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
  - ニ. 当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

イ. 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を宣言する。

ロ. 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①取締役の職務の執行について

当社は、当事業年度において取締役会を13回、経営会議を24回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行いました。

- ②コンプライアンス体制について

当社の取締役及び従業員に対して、コンプライアンスへの理解を深めることを目的として、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、反社会的勢力排除等に関する研修を行い、コンプライアンス体制の周知徹底を図りました。

- ③リスク管理体制について

統括的なリスク管理体制として「リスク管理委員会」を3ヶ月毎に開催いたしました。リスク管理委員会では、リスク分析を行うとともに各部門との情報及び意見の共有を行いました。

- ④財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制システムについて「内部統制計画書」を策定し、内部監査部門において整備状況評価及び運用状況評価を実施し、リスク管理委員会及び取締役会に報告いたしました。



# 貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額       | 科 目        | 金 額       |
|------------|-----------|------------|-----------|
| (資産の部)     |           | (負債の部)     |           |
| 流動資産       | 1,903,314 | 流動負債       | 343,730   |
| 現金及び預金     | 1,732,580 | 買掛金        | 23,385    |
| 売掛金        | 110,698   | 未払金        | 16,521    |
| 契約資産       | 49,485    | 未払費用       | 20,494    |
| 前払費用       | 10,485    | 未払消費税等     | 24,336    |
| 未収収益       | 1         | 未払法人税等     | 33,030    |
| 預託金        | 65        | 契約負債       | 200,298   |
| 固定資産       | 119,935   | 預り金        | 22,952    |
| 有形固定資産     | 55        | 未払事業所税     | 1,764     |
| 建物附属設備     | 3,075     | 未払配当金      | 75        |
| 減価償却累計額    | △3,020    | アフターコスト引当金 | 875       |
| 建物附属設備(純額) | 55        | 固定負債       | 152,248   |
| 工具器具備品     | 280       | 退職給付引当金    | 152,248   |
| 減価償却累計額    | △280      | 負債合計       | 495,978   |
| 工具器具備品(純額) | 0         | (純資産の部)    |           |
| 投資その他の資産   | 119,880   | 株主資本       | 1,527,271 |
| 長期前払費用     | 2,838     | 資本金        | 232,632   |
| 敷金         | 65,628    | 資本剰余金      | 286,063   |
| 繰延税金資産     | 51,414    | 資本準備金      | 176,292   |
|            |           | その他資本剰余金   | 109,770   |
|            |           | 利益剰余金      | 1,032,704 |
|            |           | 利益準備金      | 3,602     |
|            |           | その他利益剰余金   | 1,029,102 |
|            |           | 繰越利益剰余金    | 1,029,102 |
|            |           | 自己株式       | △24,128   |
|            |           | 純資産合計      | 1,527,271 |
| 資産合計       | 2,023,249 | 負債純資産合計    | 2,023,249 |

# 損 益 計 算 書

(2022年7月1日から)  
(2023年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 1,379,212 |
| 売 上 原 価                 |        | 742,333   |
| 売 上 総 利 益               |        | 636,879   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 460,409   |
| 営 業 利 益                 |        | 176,470   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 17     |           |
| 雑 収 入                   | 42     | 59        |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 29     |           |
| 雑 損 失                   | 119    | 149       |
| 経 常 利 益                 |        | 176,381   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 176,381   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 49,398 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △9,184 | 40,214    |
| 当 期 純 利 益               |        | 136,167   |

# 株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から  
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |                  |                  |           |                              |                  |         |             | 純 資 産<br>合 計 |
|---------------------|---------|-----------|------------------|------------------|-----------|------------------------------|------------------|---------|-------------|--------------|
|                     | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                  |                  | 利 益 剰 余 金 |                              |                  | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |              |
|                     |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合 計 | 利益<br>準備金 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益剰<br>余 金 | 利益<br>剰余金<br>合 計 |         |             |              |
| 当 期 首<br>残 高        | 232,632 | 176,292   | 109,770          | 286,063          | 3,602     | 911,376                      | 914,979          | △441    | 1,433,232   | 1,433,232    |
| 当 期 末<br>変 動 額      |         |           |                  |                  |           |                              |                  |         |             |              |
| 剰 余 金<br>の 配 当      |         |           |                  |                  |           | △18,441                      | △18,441          |         | △18,441     | △18,441      |
| 当 期 純<br>利 益        |         |           |                  |                  |           | 136,167                      | 136,167          |         | 136,167     | 136,167      |
| 自 己 株<br>式 の 取<br>得 |         |           |                  |                  |           |                              |                  | △23,687 | △23,687     | △23,687      |
| 当 期 変 動 額<br>合 計    | —       | —         | —                | —                | —         | 117,726                      | 117,726          | △23,687 | 94,039      | 94,039       |
| 当 期 末<br>残 高        | 232,632 | 176,292   | 109,770          | 286,063          | 3,602     | 1,029,102                    | 1,032,704        | △24,128 | 1,527,271   | 1,527,271    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

定率法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### ③ 受注損失引当金

受注制作のソフトウェア取引に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる取引について、損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、当該損失の発生は見込まれないため、受注損失引当金を計上しておりません。

##### ④ アフターコスト引当金

受注制作のソフトウェア取引に係る検収後のアフターコストの支出に備えるため、個別契約に係る必要額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① パッケージ事業

パッケージ事業においては、主に請負契約により、受注制作のソフトウェア開発を行っております。当該ソフトウェア開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。取引の対価は、主として、

当該対価の一部を履行義務の充足前に受領し、残額について履行義務を全て充足したのち、概ね1か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

このほか、システム保守・運用サービスの提供を行っております。当該システム保守・運用サービスについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に基づき収益を認識しております。取引の対価は、主として、当該システム保守・運用サービスの契約期間開始日の前日までに受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## ② システムインテグレーション事業

システムインテグレーション事業においては、主にシステムエンジニアリング契約、派遣契約により、ソフトウェア開発・運用サービスの提供を行っております。当該ソフトウェア開発・運用サービスについては、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供していることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に基づき収益を認識しております。取引の対価は、取引先との契約に基づき、履行義務を充足したのち、概ね1か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

受注制作のソフトウェア開発にかかる一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高（期末時点における未完成部分） 28,990千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社の受注制作のソフトウェア開発については、一定期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより収益認識をしております。進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。進捗度に応じて売上高を計上するにあたり、決算日における進捗度について、個別の契約ごとに信頼性をもった見積りを行うことが前提となっております。このため、個別の契約ごとに見積もった総原価に修正が生じた場合、当社の業績を変動させる可能性があります。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

1,536,960株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式

15,260株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|---------------------|------------|------------|
| 2022年9月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 18,441         | 12                  | 2022年6月30日 | 2022年9月30日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 2023年9月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金     | 18,260             | 12                  | 2023年6月30日 | 2023年9月29日 |

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等を基本とし、安全性の高い資産に限定しております。また、資金調達については、現状は自己資金により充当しておりますが、短期的な運転資金が必要となる場合には、銀行借入により調達する方針であります。デリバティブ取引等の投機的取引は一切行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払い期日であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である売掛金に係るリスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に見直す体制としております。営業債務である買掛金、未払金に係るリスクに関しては、月次に資金繰実績を作成する等の方法により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 1,732,580 | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 110,698   | —           | —            | —    |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。



## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント |                 |           | 合計        |
|-----------------------|---------|-----------------|-----------|-----------|
|                       | パッケージ事業 | システムインテグレーション事業 | 計         |           |
| 一時点で移転される財又はサービス      | —       | 1,480           | 1,480     | 1,480     |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 800,171 | 577,562         | 1,377,733 | 1,377,733 |
| 顧客との契約から生じる収益         | 800,171 | 579,041         | 1,379,212 | 1,379,212 |
| その他の収益                | —       | —               | —         | —         |
| 外部顧客への売上高             | 800,171 | 579,041         | 1,379,212 | 1,379,212 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当事業年度   |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 86,957  |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 110,698 |
| 契約資産（期首残高）          | 55,517  |
| 契約資産（期末残高）          | 49,485  |
| 契約負債（期首残高）          | 200,757 |
| 契約負債（期末残高）          | 200,298 |

契約資産は、受注制作のソフトウェア開発について、進捗度に基づき認識した収益に係る未請求売掛金を計上しております。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、受注制作ソフトウェア開発の対価の一部及び保守サービスなどに対する契約期間分の前受金であり、収益の認識に伴い、概ね翌事業年度に取り崩されるもの

であります。

当事業年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は200,757千円  
であります。

## ②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当事業年度末において該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

(単位：千円)

|            |        |
|------------|--------|
| 繰延税金資産     |        |
| 一括償却資産     | 586    |
| 資産除去債務     | 281    |
| 未払事業税      | 3,115  |
| 未払事業所税     | 540    |
| 退職給付引当金    | 46,618 |
| アフターコスト引当金 | 268    |
| 未払給料手当     | 5      |
| 繰延税金資産合計   | 51,414 |
| 繰延税金資産の純額  | 51,414 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 法定実効税率             | 30.62% |
| (調整)               |        |
| 住民税均等割             | 0.54%  |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.05%  |
| 税額控除               | △8.42% |
| その他                | 0.01%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 22.80% |

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,003円66銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 89円01銭    |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

株式会社ビーブレイクシステムズ  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 村 憲 一 (印)  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 瀬 朋 子 (印)

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーブレイクシステムズの2022年7月1日から2023年6月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月10日

株式会社ビーブレイクシステムズ 監査役会

常勤社外監査役 諏訪 由 枝 ⑩

社 外 監 査 役 伊 藤 修 久 ⑩

社 外 監 査 役 本 田 宗 哉 ⑩

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第21期の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金12円 総額は18,260,400円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年9月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1)当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2)その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>以下の</u>事業を営むことを目的とする。<br/>1. ~ 9. (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および</u>取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査役</u><br/>(3) <u>監査役会</u><br/>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の</u>事業を営むことを目的とする。<br/>(1) ~ (9) (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(削除)<br/>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条~第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (条文省略)<br/>(1) ~ (2) (条文省略)<br/>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>および</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)<br/>2 株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p>                              | <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条~第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (現行どおり)<br/>(1) ~ (2) (現行どおり)<br/>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>及び</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)<br/>2 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p>                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> | <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載<u>または</u>記録する。</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>または</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第4章 取締役<u>および</u>取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> | <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領<u>及び</u>その結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>又は</u>記録する。</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又は</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第4章 取締役<u>及び</u>取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>)は、9名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)<br/>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> | <p>(取締役会の招集権者及び議長)<br/>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)<br/>第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、<u>善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、<u>善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p> | <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、</u>取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、<u>取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、</u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を<u>限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                    | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                              | (削 除) |
| <p><u>(任 期)</u></p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>     | (削 除) |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                              | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役の実員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。</p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                             | (削 除) |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(監査役会の議事録)</u><br/> 第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>                                                                                                                        | (削 除) |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                                  | (削 除) |
| <p><u>(報酬等)</u><br/> 第38条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                            | (削 除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第39条 <u>当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u><br/> 2 <u>当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p>                                                                                                                                                                                       |
| (新 設)   | <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によつて、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                                                              |
| (新 設)   | <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| (新 設)   | <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                       |
| (新 設)   | <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                                                                            |
| (新 設)   | <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                                                                                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第40条 会計監査人は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第41条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第36条 会計監査人は、株主総会<u>において</u>選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第37条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第38条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>                                                                                                                                                                                            | <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、第21回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる。</u></p>                                                                                                                                                       |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | しら いわ じ ろう<br>白 岩 次 郎<br>(1973年2月1日)   | 1995年4月 (株)東海銀行（現三菱UFJ銀行）<br>入行<br>1998年5月 SAPジャパン(株)入社<br>2002年7月 当社設立 代表取締役社長<br>(現任) | 608,000株           |
| 2         | かみ かわ のぶ ひこ<br>上 川 伸 彦<br>(1972年10月2日) | 1997年4月 (株)日立製作所入社<br>2002年7月 当社設立 取締役開発部長<br>(現任)                                      | 126,400株           |
| 3         | たか はし あきら<br>高 橋 明<br>(1973年9月10日)     | 1997年4月 日興証券(株)（現SMBC日興証券）<br>入社<br>2002年11月 当社入社<br>2003年8月 当社取締役営業部長（現任）              | 100,400株           |
| 4         | くま だ けいいちろう<br>熊 田 圭一郎<br>(1972年5月31日) | 1995年4月 (株)東海銀行（現三菱UFJ銀行）<br>入行<br>2007年5月 当社入社 管理部長（現任）<br>2016年9月 当社取締役（現任）           | 30,000株            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求（株主代表訴訟を含みます。）がなされたことにより、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が填補されることとなり（ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為又は故意による法令違反の場合を除きます。）、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者は、現在、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に選任され就任した場合、全ての候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | す わ よ し え<br>諏 訪 由 枝<br>(1968年10月7日)    | 1992年4月 (株)住友銀行(現三井住友銀行)<br>入行<br>1998年10月 朝日監査法人(現有限責任あず<br>さ監査法人) 入所<br>2002年4月 公認会計士登録<br>2008年6月 アーク監査法人(現アーク有限<br>責任監査法人) 入所<br>2015年5月 同監査法人社員<br>2019年9月 諏訪公認会計士事務所開設<br>2020年9月 当社常勤監査役(現任)                     | —                      |
| 2         | い と う の ぶ ひ さ<br>伊 藤 修 久<br>(1972年4月2日) | 1996年4月 (株)メルコ(現バッファロー)<br>入社<br>1998年2月 合資会社チズデス設立<br>代表社員<br>2003年7月 同社取締役<br>2006年2月 同社常勤監査役<br>2007年1月 (株)アクトネット入社<br>2015年7月 (株)ケイ・エスト・ワークス入社<br>システムサービス部長<br>2016年6月 当社監査役(現任)<br>2018年6月 合同会社ブリコラ設立<br>代表社員(現任) | 10,000株                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3         | ほん だ そう や<br>本 田 宗 哉<br>(1972年9月11日)   | 2007年12月 弁護士登録<br>日比谷中央法律事務所入所<br>2016年9月 当社監査役(現任)<br>2022年4月 本田宗哉法律事務所開設<br>所長(現任)                                                                                                                                   | —                  |
| 4         | じょう がん たか ふみ<br>成 願 隆 史<br>(1973年1月4日) | 1996年11月 朝日監査法人(現有限責任あず<br>さ監査法人)入所<br>2003年8月 ケネディ・ウィルソン・ジャパ<br>ン(株)(現ケネディクス)入社<br>2008年1月 公認会計士成願隆史事務所開設<br>所長(現任)<br>2009年4月 (株)エプコ監査役<br>2010年7月 (株)ファンデリー監査役(現任)<br>2016年3月 (株)エプコ取締役(監査等委員)<br>2017年9月 当社取締役(現任) | —                  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 諏訪由枝氏、伊藤修久氏、本田宗哉氏及び成願隆史氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 諏訪由枝氏は、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として企業会計に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 伊藤修久氏は、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、他社における監査役としての経験を有していること及びその深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
- (3) 本田宗哉氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること及び弁護士としての豊富な経験と深い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。



- (4) 成願隆史氏は、公認会計士としての高度な人格と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけることを期待して、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として会社財務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. (1) 諏訪由枝氏、伊藤修久氏及び本田宗哉氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ3年、7年3ヶ月、7年となります。
- (2) 成願隆史氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、諏訪由枝氏、伊藤修久氏、本田宗哉氏及び成願隆史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の契約限度額は、法令が定める額であり、本議案が承認され、各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は、成願隆史氏との間で上記責任限定契約を継続し、諏訪由枝氏、伊藤修久氏及び本田宗哉氏との間で上記責任限定契約と同内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求（株主代表訴訟を含みます。）がなされたことにより、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が填補されることとなり（ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為又は故意による法令違反の場合を除きます。）、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者は、現在、当社の取締役又は監査役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。
7. 当社は、諏訪由枝氏、本田宗哉氏及び成願隆史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、本議案が承認された場合には、引き続き各氏を独立役員として指定する予定であります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年9月29日開催の第14回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつぎご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、この決定方針は、事業報告「4. 会社役員の場合(4)取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。監査等委員会設置会社移行後も、同様の方針を取締役会において決議する予定であります。本議案に係る報酬等の額は、上記決定方針に沿うものであり相当であると判断しております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額20百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

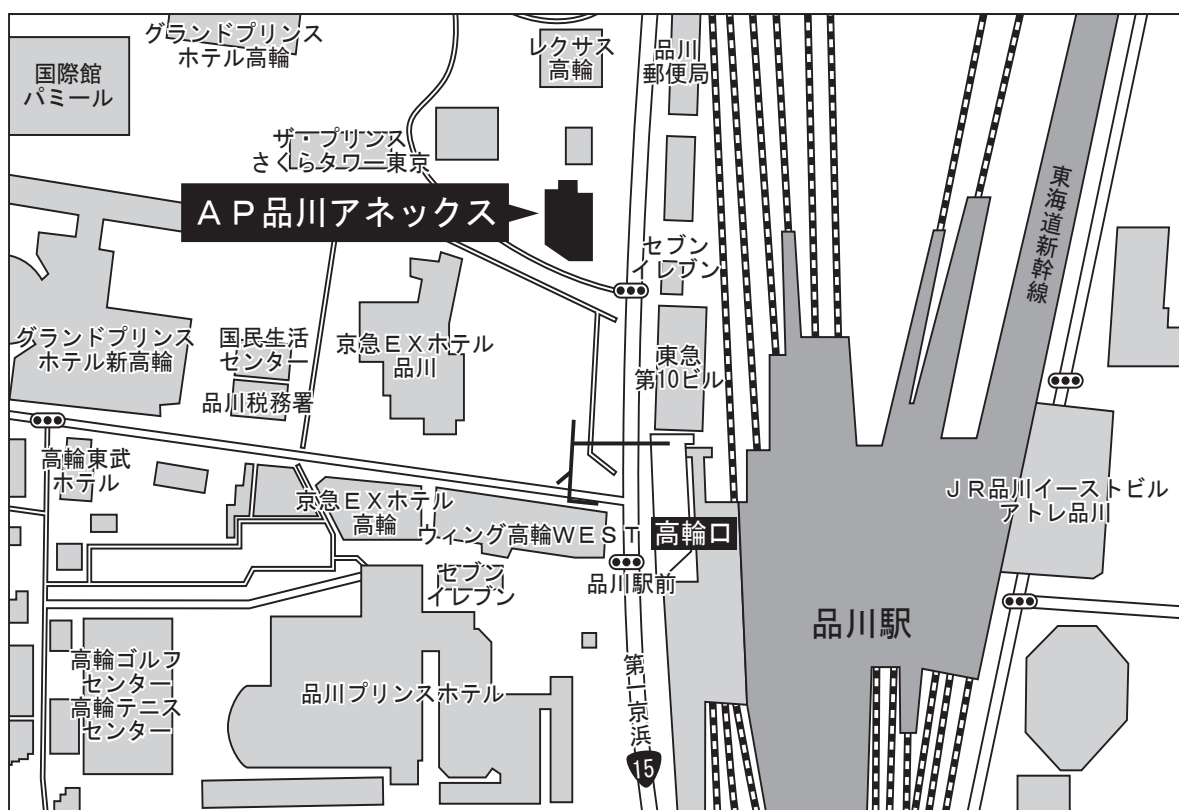
# 株主総会会場ご案内図

A P 品川アネックス

1階 A・Bルーム

東京都港区高輪3丁目23番17号 品川センタービルディング

電話 03—5475—6109



●交通 JR 品川駅（高輪口）より徒歩3分

※本総会は、お土産のご用意はございません。